

滑川市学生住まいの応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市学生住まいの応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、次世代の地域医療を担う人材を確保するとともに、市内地域コミュニティの活性化を目的とし、市内の専門学校に在籍する学生の居住費の低減を図るため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に所在地を置く専門学校に在籍し、専門学校への通学に伴い市外から転入した者であって、市内の定住促進住宅（サンコーポラス吾妻又はサンコーポラス北野に限る。以下同じ。）に入居しているものであること。
- (2) 専門学校に届け出ている保護者の居住地が、補助金を申請する期間を通じて前号に規定する者の居住地とは別であること。
- (3) 第1号に規定する者又はその保護者が、家賃の一部又は全部を支払っていること。
- (4) 年7回以上、市内で市長が定める地域貢献活動（ボランティア活動、イベント等）に参加すること。
- (5) 滑川市暴力団排除条例（平成24年滑川市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費、補助金額及び補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金額及び補助対象期間は次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費 補助対象者が居住する定住促進住宅に係る家賃のうち、補助対象者又は保護者が負担した額とする。ただし、他の制度により支給される住居手当等がある場合は、それらを控除したものとする。
- (2) 補助金額 補助対象経費の2分の1の額とし、1,000円未満の端数を切り捨て

たものとする。ただし、補助金額は月額20,000円を上限とする。

- (3) 補助対象期間 専門学校に入学した日の属する月の初日から卒業する日の属する月の末日までの期間とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、滑川市学生住まいる応援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 滑川市学生住まいる応援事業費補助金事業計画書（様式第2号。以下「事業計画書」という。）
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 学生証の写し

2 前年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者は、当年度中の4月末日までに前項の申請書に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書の内容を変更する場合には、滑川市学生住まいる応援事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けること。ただし、交付決定額の20パーセント未満の変更についてはこの限りではない。
- (2) 補助金受領後、専門学校を退学した場合は、受領額の半額を市長の定める期限までに返還すること。
- (3) 交付申請の時期に応じ、次のとおり地域貢献活動の要件を満たすこと。

交付申請の時期	地域貢献活動の要件
10月末日までに交付申請をした場合	10月末日までに地域貢献活動を4回以上行い、3月15日までに地域貢献活動の回数を満たすこと。
11月1日から3月15日までの間に交付申請をした場合	3月15日までに地域貢献活動の回数を満たすこと。
3月16日以降に交付申請をし	3月末日までに地域貢献活動の回数を満たすこ

た場合	と。
-----	----

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号に掲げる期間ごとに、当該各号に掲げる期間までに滑川市学生住まいる応援事業費実績報告書兼請求書（様式第4号）及び地域貢献活動写真帳（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 4月分から9月分までの補助金 10月末日まで

(2) 10月分から2月分までの補助金 3月15日まで

(3) 3月分の補助金 3月末日まで

(額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の規定により額の確定を行ったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。

(2) その他この要綱に定める交付要件を欠くに至ったとき。

(補助金の返納)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返納させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。